令和７年第５回野洲市農業委員会総会議事録

令和７年５月 12 日 午前９時 25 分より野洲市総合防災センター２階研修室において、令和７年第５回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

１番　野洲　秀一
２番　針本　一春
３番　北中　良夫
４番　井上　輝子
５番　中濱　佳久
６番　橋本　高明
７番　森　恒仁
８番　田中　靖志
９番　角出　昇
１０番　北浦　一宏
１１番　木村　二郎
１３番　米澤　博
１５番　辻　美智子
１６番　島村　平治
１７番　清水　稔
１８番　山本　芳隆
１９番　岩井　正男
２０番　青木　章
２１番　川東　静佳
２２番　石塚　健一
２３番　小森　喜一
２４番　廣瀬　久雄
２５番　山田　冨男
２６番　立入　三千男

欠席委員

１２番　市木　和雄
１４番　井狩　憲一

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野　智
	事務局次長	荒川　博志
	専門員	牧　利昌
農林水産課	課長補佐	長本　典与
	主事	亀井　茜里

議長

それでは、只今から、令和７年第５回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は　２４　名　であります。
欠席は　１２番　　市木委員、１４番　井狩委員　であります。

これより、日程に入ります。
日程第１　会議録署名委員の指名を行います。
２０番　　青木　委員、　２１番　川東　委員、を指名いたします。

日程第２　会期の決定について、本会期は、本日１日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３　議第１４号から議第１６号の３議案を順次上程します。
先ず、議第１４号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。
本件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、譲受人の関係者につきましては、退席をして進めることとなります。

つきましては、８番　　田中　委員の退席をお願いします。

先ず、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第１４号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は３件でございます。議案書の１ページをご覧ください。
まず１件目、資料は別紙Ａの１ページから２ページでございます。
六条　●●●、登記地目・現況地目ともに　田、面積　６．６１㎡　について、譲渡人　●●●　氏から、譲受人　●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。
譲受人の●●●氏は、申請地に隣接している農地である、●●●を、以前から所有および耕作しておられます。
一方、譲渡人の●●●氏は、平成３１年に相続により申請地を取得されましたが、耕作をすることが困難であるため、譲受人の●●●に所有権移転の相談をされたところ、合意が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Ａの１ページの調査表をご覧ください。
譲受人の　●●●　氏に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。
また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に２件目、資料は別紙Ａの３ページから４ページでございます。
木部　●●●　、登記地目　雑種地、現況地目　畑、面積２６９㎡について、譲渡人　●●●　氏から、譲受人　●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。
譲受人である　●●●は、木部地区の集落営農組織で、当市の認定農業者として活躍されています。
このたび、譲渡人の　●●●が解散するにあたり、譲受人との間で話がまとまったことから、今回の申請に至っています。

別紙Ａの３ページの調査表をご覧ください。
譲受人の　●●●　に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目において

も問題はないものと考えます。
　また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

　最後に３件目、資料は別紙Ａの５ページから６ページでございます。
　吉川　●●●、登記地目・現況地目ともに　畑、面積　８９８㎡　について、譲渡人　●●●　氏から、譲受人　●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

　譲受人の　●●●　氏は、居住地の隣地にある申請地について、譲渡人の●●●氏の依頼を受けて雑草の管理をしています。
　一方、譲渡人の●●●　氏は、自身がながらく耕作していない申請地について、譲受人の　●●●　氏から売買の提案を受け、これを承諾し、今回の申請に至っています。

　別紙Ａの５ページの調査表をご覧ください。
　譲受人の　●●●　氏　に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。
　また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

　なお、最下段の「地域調和要件」の欄に記載しておりますとおり、現在の地域計画上の予定耕作者と譲受人の　●●●　氏　とは一致しておりませんが、地域計画の変更に係る関係者の同意書を提出されており、市において今後、地域計画が変更される見込みであることを申し添えます。

事務局からの説明は以上です。

議長
続きまして、意見委員の説明を求めます。
第　１１番　　木村　委員お願いします。

木村委員
１１番　　木村です。
六条　の　案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、申請地に隣接している農地を所有および耕作している譲受人に対して、譲渡人が、申請地の譲渡を申し出され、話がまとまったことにより、今回の申請に至ったものです。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
次に、第　１３番　　米澤　委員　お願いします。

米澤委員
１３番　　米澤です。
木部　の　案件について説明いたします。
ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人が解散するにあたり、木部地区の集落営農組織である譲受人との間で売買の話がまとまったことから、今回の申請に至っております。
　皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
次に、第　９番　　角出　委員　お願いします。

角出委員
９番　　角出です。
吉川　の　案件についてご説明いたします。
ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人がながらく耕作していない申請地について、一部の雑草の管理をしている譲受人が売買を提案され、話がまとまったことから、今回の申請に至ったものでございます。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは、説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

中濱委員
六条の案件について、約６㎡だけが残ってきたのですか。

事務局

そのとおりです。
農業組合長等にも確認しましたが、この農地に係る経緯等の詳細については、わかりませんでした。

木村委員
私の知る限りでも、ずっとこの状況です。

議長
他にご質疑はございませんか。

中濱委員
木部の案件について、譲渡人の所有する農地はこの農地が最後ですか。

事務局
そのとおりです。

議長
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第１４号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第１４号について、賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって議第１４号は、許可することに決定いたしました。
退席された　田中　委員は、自席へお戻りください。

退席されていた　田中　委員　に報告致します。
只今議題になっております、議第１４号は許可することに決定いたしました。

次に、議第１５号　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、
許可をすることについて、を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局
　それでは、議第１５号　　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は１件です。議案書の２ページをご覧ください。資料は別紙Ａの７ページから９ページでございます。

冨波甲　●●●、登記地目・現況地目ともに　田、面積７９５㎡、について、貸主●●●　氏と、借主　●●●　氏から、両者の賃貸借契約に基づき、令和８年 11 月 30 日までの間、市民病院の整備に必要な工事関係者の駐車場として一時転用するため、申請があったものです。

別紙Ａの８ページの位置図をご覧ください。

野洲市発注の市民病院整備に際して、工事関係者の駐車場は、野洲市総合体育館裏の現場事務所前にある第２駐車場と指定されていますが、この場所は、野洲市総合体育館・なかよし交流館との共用とされています。

利用者の利便や安全面に配慮し、少しでも第２駐車場以外の場所で工事関係者の駐車場を独自に確保したいとの思いから、借主である　●●●が、耕作に影響が少ない申請地を選定し、貸主の　●●●氏、この一帯を耕作する認定農業者で隣地の農業用倉庫とその敷地の所有者、隣接農地の所有者の承諾を得て、今回の申請に至っています。

別紙Ａの７ページの調査表をご覧ください。

農地法第５条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
申請地の農地区分については、農用地区域内農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

次に、別紙Ａの９ページの図面をご覧ください。

駐車場とする部分については、原状回復しやすいよう、シートの上に盛土をされる予定です。隣接する田との境界にはコンクリートブロックを敷設し、勾配によって農業用倉庫のある宅地側に設置する溝に排水を流し、既存の用悪水路に放流されます。このように、耕作者等と調整した上で、隣接農地に排水が流入しないよう最大限配慮されているため、周囲に支障を及ぼすことはないものと判断できます。

事務局からの説明は以上です。

議長
続きまして、意見委員の説明を求めます。

第　２２番　　石塚　委員お願いします。

石塚委員
２２番　　石塚です。
冨波甲　の　案件についてご説明いたします。
内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。

市民病院の整備に際して、借り手である●●●が工事関係者の駐車場を確保するため、貸し主や耕作者との協議を経て、令和８年 11 月 30 日までの間、申請地を一時転用しようとするものです。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第１５号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第１５号について賛成の方は挙手をお願いします。
挙手全員と認めます。
よって議第１５号は許可することに決定いたしました。

次に、議第１６号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。先ず、事務局からの説明を求めます。

事務局
　議案書の３ページをお願いいたします。資料は別紙Ｂでございます。
　それでは、「議第１６号　　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」、ご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９号第３項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、市長から提出されたものです。

内容は別紙Ｂの明細書のとおりです。
農地中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、
合計　４６　筆　　５３，９０７　㎡　です。
事務局からの説明は以上となります。

議長
説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

北中委員
農地中間管理事業により権利の設定をする場合、手数料は発生するのですか。

事務局・農林水産課
現時点では、貸借に関しては発生しません。
所有権移転については、発生します。

中濱委員
中間管理機構の財源は？

事務局
大部分が国費であると聞いています。

中濱委員
全額国費であるなら、貸借のマッチングなど、きっちりと仕事をしてもらいたい。
機会があれば、伝えておいてほしい。

事務局
わかりました。

山田委員
農地中間管理事業に基づく貸借をする場合、水利費は賃貸借料に考慮されるのか。

会長
水利費等の調整を含め、賃貸借料は地権者と耕作者との間の協議で決める必要があります。

議長
他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それではこれより議第１６号の採決に入ります。

お諮りいたします。
議第１６号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。
挙手全員と認めます。
よって、議第１６号は議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第４　報告案件に入ります。
報告第６号　令和７年度最適化活動の目標の設定等の報告について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局
令和７年度最適化活動の目標の設定等について　をご説明いたします。議案書の４ページ、内容は別紙Ｃとなりますのでご覧ください。
　農業委員会等に関する法律第６条第２項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動と、その透明性を確保するため、同法第３７条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。
　本市におきましても、令和４年度から最適化活動の目標の設定等を行い、その内容について公表を行っております。
　目標については、毎年度、設定することが必要であり、令和７年度の最適化活動の目標の設定等の作成を行い、滋賀県農業会議にも事前に意見照会を行っております。

　別紙Ｃ「令和７年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。
　Ｃの１ページは農業委員会の状況としまして、現在の体制や市内農家・農地の概要となっております。

Ｃの２およびＣの３ページでは、最適化活動の目標となっております。
主な内容といたしましては、担い手への農地利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に関する目標を設定することの他、委員の活動日数の目標を示す内容となっております。
なお、令和７年度の委員の活動日数の目標は、昨年度と同様、８日で設定させていただいております。
事務局からの説明は以上です。

議長
報告が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

田中委員
Ｃの２ページ（２）遊休農地の解消について、昨年度から６ha を解消することができたと書いてあるが、その理由を教えてほしい。

事務局
バックホウ等でも農地に戻すことができない農地となったことで、利用状況調査において遊休農地から外れたことが理由です。

田中委員
このままでは大幅に課題を解決したことになるので、関係値の記載を修正した方がいいのではないか。

森委員
「解消することができた」ではなく、「除外した」等の記載にしておくべきだと思う。これを見た人が、「６ha もの遊休農地を解消されたのはすごい」と勘違いしてしまう。

小森委員
「遊休農地ではなくなった」という整理で良いと思う。

中濱委員
Ｃの１ページの２農家・農地等の概要について、「基本構想水準到達者と認定新規就農者がそれぞれ１者ずつ増えたので、認定農業者が 110 者になった」という理解でよい

か。

事務局
あくまでそれぞれの項目の現状値であり、そのような意味ではありません。

野洲委員
数値がうち数と整合をとれるように工夫した方がいいと思う。

議長
他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和７年第５回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会　10：35